

第 2 号（令和 7 年 6 月 1 8 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

令和 7 年 6 月 井手町議会（定例会）会議録（第 2 号）

招集年月日

令和 7 年 6 月 1 8 日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和 7 年 6 月 1 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 議長 奥田俊夫

閉会 令和 7 年 6 月 1 8 日 午前 1 0 時 3 2 分 議長 奥田俊夫

応招議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

不応招議員

な し

出席議員

1 番	木村	健太	2 番	谷田	健治
3 番	鎌田	隆宏	4 番	小割	直彦
5 番	田中	保美	6 番	奥田	俊夫
7 番	脇本	尚憲	8 番	谷田	利一
9 番	岡田	久雄			

欠席議員

な し

会議録署名議員の氏名

3 番	鎌田	隆宏	8 番	谷田	利一
-----	----	----	-----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	森田	肇	議 会 書 記	新田	純平
議 会 書 記	小谷	光幸	議 会 書 記	横田	雄大

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	西島	寛道	副	町	長	脇本	和弘
---	---	----	----	---	---	---	----	----

教 育 長	中 田 邦 和
参 与	片 岡 美 佳
理事兼住民福祉課長事務取扱	花 木 秀 章
理事兼こども家庭センター所長事務取扱	堀 忍
安心・安全推進課長	菱 本 嘉 昭
会計管理者・会計課長兼務	岩 村 恭 子
高 齢 福 祉 課 長 ・ 地域包括支援センター所長兼務	坂 井 幸 一 郎
建 設 課 長	辻 井 祐 介
上 下 水 道 課 長	仁 木 崇
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	林 田 夕 加
学校給食センター所長	梶 田 篤 志
学 校 教 育 課 参 事	北 川 拓 男

参 与	山 之 江 亨
理事兼学校教育課長事務取扱	木 村 恵 理
理事兼税務課長事務取扱	木 田 ゆ かり
総 務 課 長	平 間 克 則
企 画 財 政 課 長	高 江 裕 之
保 健 医 療 課 長	中 谷 誠
保健センター所長	畑 中 博 之
産 業 環 境 課 長	奥 山 英 高
同和・人権政策課長	西 島 豊 広
社 会 教 育 課 長 ・ 山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務	寺 井 佳 孝
企 画 財 政 課 参 事	吉 岡 正 博

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

令和 7 年 6 月 井手町議会定例会

議 事 日 程〔第 2 号〕

令和 7 年 6 月 1 8 日（水）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 31 号 井手町税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 3 議案第 38 号 選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例制定の件
- 第 4 議案第 33 号 令和 7 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）
- 第 5 議案第 39 号 令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）
- 第 6 議案第 40 号 財産取得について同意を求める件
- 第 7 令和 7 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について
- 第 8 発議第 1 号 消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書
- 第 9 発議第 2 号 コメ不足と価格高騰への対策及びコメの安定供給を求める
意見書
- 第 10 議員派遣の件
- 第 11 閉会中の継続調査の申出について

議事の経過

議長（奥田俊夫） 皆さん、ご参集ご苦労さまでございます。

ただいまから令和 7 年 6 月井手町議会定例会を再開し、直ちに会議を開きます。

町長より、議案第 38 号として、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件が、議案第 39 号として、令和 7 年度井手町一般会計補正予算（第 2 回）が、議案第 40 号として、財産取得について同意を求める件が追加提案として提出されております。

また、谷田健治議員より、発議第 1 号、消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書と、発議第 2 号、コメ不足と価格高騰への対策及びコメの安定供給を求める意見書が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。

なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、3 番、鎌田隆宏議員、8 番、谷田利一議員を指名いたします。以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席番号の方をお願いします。

次に、日程第 2、議案第 31 号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 木田税務課長。

税務課長（木田ゆかり） それでは、議案第 31 号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件についてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは、5 ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町税条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 1767 ページ、第 18 条、公示送達の規定でありまして、地方税法等の一部改正に伴い、インターネットを用いる方法の定義を示した

省令改正に伴う改正であります。

その下、例規ページ数 1 7 6 8 ページ、第 1 8 条の 3、納税証明事項の規定でありまして、法改正に伴う条文の整備であります。

6 ページをご覧ください。例規ページ数 1 7 7 3 ページ、第 3 3 条の 2、所得控除の規定でありまして、法改正に伴い、控除すべき金額について、特定親族特別控除額を追加する条文の整備であります。

次に、例規ページ数 1 7 7 5 ページ、第 3 5 条の 2、町民税の申告の規定でありまして、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の個人住民税申告義務に係る規定の整備であります。

7 ページをご覧ください。例規ページ数 1 7 7 7 ページ、第 3 5 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定でありまして、特定親族特別控除の創設に伴い、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に特定親族を追加する条文の整備であります。

8 ページをご覧ください。例規ページ数 1 7 7 8 ページ、第 3 5 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の規定でありまして、特定親族特別控除の創設に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書に特定親族を追加する条文の整備であります。

9 ページをご覧ください。例規ページ数 1 8 2 4 ページ、旧の附則第 4 条の 2、公益法人等に係る町民税の課税の特例でありまして、地方税法に所要の規定整備が行われたことに伴い、削除するものであります。

1 0 ページをご覧ください。附則第 1 6 条の 2 の 2、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例でありまして、法改正に伴い、附則第 1 6 条の 2 の次に、今回新たに附則第 1 6 条の 2 の 2 として、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例を追加する条文の整備であります。

それでは、2 ページに戻っていただきまして、附則であります。

第 1 条、施行期日の規定でありまして、この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次のページをお開きください。第 2 条、公示送達に関する経過措置の規定であります。

次に、第 3 条、町民税に関する経過措置の規定であります。

次に、第 4 条、町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３１号、井手町税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第３１号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手全員です。したがって、議案第３１号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第３８号、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫）　平間総務課長。

総務課長（平間克則）　それでは、議案第３８号、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和７年６月４日に施行されたことに伴いまして、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、所要の改正を行うものであります。

それでは、２ページをご覧ください。選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表であります。

例規ページ数 1 2 9 3、第 2 条の規定でありまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴いまして、第 2 条第 1 項中、投票所の投票管理者から、一番下、選挙立会人までの報酬額を改める条文の整備であります。

それでは、1 ページをご覧ください。附則であります。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 3 8 号、選挙長等の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 3 8 号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 3 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 4、議案第 3 3 号、令和 7 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 仁木上下水道課長。

上下水道課長（仁木 崇） それでは、議案第 3 3 号、令和 7 年度井手町水道事業会計補正予算（第 1 回）につきましてご説明申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴い、手当等の必要額を計上したものでございます。

第 1 条、総則の規定であります。令和 7 年度井手町水道事業会計の補正予

算（第１回）は、次に定めるところによる。

第２条、収益的収入及び支出の規定であります。令和７年度井手町水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出であります。第１款水道事業費用、既決予定額１億４，８９７万円、補正予定額９６万５，０００円、合計１億４，９９３万５，０００円。

第１項営業費用、既決予定額１億３，９０２万３，０００円、補正予定額９６万５，０００円、合計１億３，９９８万８，０００円であります。

第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の規定であります。予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。１号、職員給与費、既決予定額１，０９６万３，０００円、補正予定額７８万５，０００円、合計１，１７４万８，０００円であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

なお、４ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、後ほどご覧おきください。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３３号、令和７年度井手町水道事業会計補正予算（第１回）を採決します。

議案第３３号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第３９号、令和７年度井手町一般会計補正予算（第２回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第39号、令和7年度井手町一般会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和7年度井手町の一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億9,954万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。歳入であります。

16款府支出金、補正前の額2億9,557万8,000円、補正額44万4,000円、計2億9,602万2,000円であります。

以上、歳入合計、補正前の額54億9,910万3,000円、補正額44万4,000円、計54億9,954万7,000円であります。

次のページをご覧ください。歳出であります。

2款総務費、補正前の額12億6,145万2,000円、補正額44万4,000円、計12億6,189万6,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の44万4,000円であります。

以上、歳出合計、補正前の額54億9,910万3,000円、補正額44万4,000円、計54億9,954万7,000円、財源内訳といたしまして、国・府支出金の44万4,000円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第３９号、令和７年度井手町一般会計補正予算（第２回）を採決します。

議案第３９号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第６、議案第４０号、財産取得について同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、議案第４０号、財産取得について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

基幹業務システム更新について、下記のとおり財産取得をしたいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、１、取得する財産の名称。７企電第１号、基幹業務システム更新。２、取得金額。金６８７万６，１００円。うち取引に係る消費税額、金６２万５，１００円。３、取得の相手方。京都市伏見区竹田西内畑町１９、株式会社三井田商事代表取締役、井上智之氏。４、取得の方法。一般競争入札による契約。

なお、今回の財産取得につきましては、住民基本台帳や戸籍、住民税や固定資産税、健康管理などを扱うパソコン端末の更新に係る物品購入でございます。

履行期限につきましては令和７年９月１日を予定しており、入札の概要といたしましては、入札参加者は２者、予定価格は税抜き１，１４６万７，０００円であり、落札金額は税抜き６２５万１，０００円、落札率は５４．５１％でありました。

他の入札者の入札金額につきましては、京都電子計算株式会社が税抜き 710 万 4,000 円でありました。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 40 号、財産取得について同意を求める件を採決します。

議案第 40 号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手全員です。したがって、議案第 40 号は同意することに決定しました。

次に、日程第 7、令和 7 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書についてであります。

なお、本件につきましては、既に城南土地開発公社理事会で承認済みのものであり、井手町もこの公社に加入いたしております関係上、議員の皆さん方にもご承知おき願いたいと考え、報告事項として日程に組み入れましたので、提出者より説明を受けるにとどめたいと思います。

それでは報告願います。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 高江企画財政課長。

企画財政課長（高江裕之） それでは、令和 7 年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書につきましてご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。令和 7 年度城南土地開発公社事業計画であります。

まず上の表であります。公有地取得事業でありまして、井手町分はございません。

次に下の表であります。公有地売却予定でありまして、井手町分はございません。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（奥田俊夫） 以上で、日程第7を終わります。

次に、日程第8、発議第1号、消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 発議第1号について提案いたします。

今、住民及び国民の暮らしは非常に物価高の中で厳しくなっております。そういう中で、多くの国民が願っている、消費税を減税する。その言葉を私たち井手町議会からも国に対して意見書を上げることが、非常に住民の暮らしを守るという立場からも重要であると考えます。

以上の観点から、消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書について提案いたします。

意見書を読み上げ、提案いたします。

消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書。

全国の4月の消費者物価指数は前年同月比プラス3.6%の111.5となり、「消費税2.3%並み」の高物価が国民の生活を圧迫している。実質賃金は昨年度まで3年連続で前年度比マイナスとなり、賃上げが物価高騰に追いついていない状況が続いている。個人消費が冷え込む上に米国の関税措置が実施され、日本経済の先行きへの不安も広がっている。

こうした状況に対し、政府はガソリン価格の引き下げと電気・ガス料金補助を再開するとしているが、物価高騰対策としての効果は極めて部分的である。今、最も効果的な物価・経済対策は、多くの世帯で最も重い税負担である消費税の減税である。消費税の減税は、家計の負担を軽減するとともに、内需を活発にして景気を支えることに直結する。

同時に、国民の中には、各種世論調査の結果が示すように、消費税を減税すれば将来に負担が先送りされる不安が存在する。消費税の減税を行うには、赤字国債に頼ることなく、責任ある財源を確保することが必要である。

よって国におかれては、消費税を緊急に減税し国民生活の負担軽減を図る

とともに、赤字国債に頼ることのない恒久的な財源の確保に努められるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月18日、京都府井手町議会。

衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、石破茂様、総務大臣、村上誠一郎様、財務大臣、加藤勝信様、経済産業大臣、武藤容治様です。

十分ご審議いただき、井手町議会としての意見を上げていただきますようお願いいたしまして、提案いたします。

以上です。

議長（奥田俊夫） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第1号、消費税の減税及び必要な財源確保を求める意見書を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫） 挙手少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

次に、日程第9、発議第2号、コメ不足と価格高騰への対策及びコメの安定供給を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（奥田俊夫） 谷田健治議員。

2番（谷田健治） 発議第2号、コメ不足と価格高騰への対策及びコメの安定供給を求める意見書について提案いたします。

米の問題は、今、政府が備蓄米の放出などということで頑張っている、そういう部分もあると思うんですが、その根本問題は、米不足など、今までの自民党政治による減反政策や減産政策のツケが今たまっていると思います。そのことで、ここに述べさせていただきますように、安定供給や米の価格への対策、これを真剣に考えていただきたい。そういう立場からの政府への意見書であります。読み上げて提案いたします。

コメ不足と価格高騰への対策及びコメの安定供給を求める意見書。

コメ不足と価格高騰が国民生活に深刻な影響を与えている。販売価格が昨年同時期の2倍にまで跳ね上がり、育ち盛りの子どもに「おかわりは我慢して」と言わざるを得ないなど、各家庭にコメが供給できない事態となっている。

この背景にあるのが、コメ農家が激減し生産基盤が急速に崩れていることである。これまで農家に減反・減産を押しつけてきたことで、コメの生産量はこの10年間で135万トン減少した。加えて農家への所得補償を打ち切ったことが、農家減少とコメ不足という事態を引き起こしている。

政府は備蓄米の放出を続けているが、今年5月以降の放出量は約61万トンで、国内の年間需要約700万トンの10分の1にも満たない。5キロ2000円で販売されたとしても大多数のいわゆる「お米屋さん」には届かず、民間の流通米は高騰したままになることも懸念される。

コメを巡る現在の危機を打開するためには、備蓄米の放出等の緊急対策と合わせ、生産基盤の強化が不可欠である。

よって国に、下記の事項を行うことを求める。

記。1、備蓄米を放出するとともに、各家庭や学校、医療・福祉施設への円滑な流通に責任を持つこと。原則1年から5年以内の買い戻しが必要とする条件をなくすこと。

2、コメの生産量を増やし、価格保証や農家・生産者への所得補償等を行うことで、消費者への安定供給を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月18日、京都府井手町議会。

衆議院議長、額賀福志郎様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、石破茂様、農林水産大臣、小泉進次郎様。

以上で提案を終わります。十分ご審議いただきたいと思います。

議長（奥田俊夫）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第２号、コメ不足と価格高騰への対策及びコメの安定供給を求める意見書を採決します。

発議第２号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（奥田俊夫）　挙手少数です。したがって、発議第２号は否決されました。

次に、日程第１０、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

次に、日程第１１、閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫）　異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（奥田俊夫） 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和 7 年 6 月井手町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 1 0 時 3 2 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 奥 田 俊 夫

署名議員 鎌 田 隆 宏

署名議員 谷 田 利 一